

老齡年金の繰り下げと金融資産設計に関する現状と課題

壁谷 順之¹

はじめに

先進諸外国の中でも類を見ない長寿国・日本は、年々平均寿命が拡大傾向にある。それに伴う社会保障関連費用は、日本経済に大きくのしかかる程に膨張しており、「国および地方の長期債務残高」は約1,000兆円を凌ぐ規模となっている。すでに私たちの老後生活は、公的年金制度のみに依存するのが困難なレベルに達していることは周知の通りである。加えて、2019年6月に政府（金融庁）が公表したいわゆる「老後資金2,000万円問題」で指摘される資産設計・運用の重要性はますます高くなってきている。

一方、上記で巷間されるような資産設計・運用に対する自己責任・自助努力は、一朝一夕ではなく、安定的なライフプランニングが必要であり、かつ、それに関わる専門的知識の拡充も求められる。私たちは最適なポートフォリオ運用を考慮し、セカンドライフを充実したものにすべく努力したいものである。

そこで、本稿では公的年金制度の基本的な枠組みに着目し、年金受給のタイミング（繰り上げ・繰り下げ）とこれを取り巻く資産設計・運用について議論を深めていく。昨今、政府も頻繁に強調する老齡年金の繰り下げによる年金額増加対策は、世間でも注目される程に浸透しており、その効果は確かに魅力的である。しかし、制度上のデメリットや付随する落とし穴は意外と難解に感じられる。私たちは、将来的な公的年金受給の開始（65歳）を前にして、どのようなベストプランを選択すべきなのか。そのためには、何を準備・理解すべきなのか。このような問題意識をもとにして、本稿では、複雑多岐に渡る金融資産設計について検討していく。

本稿の構成は次の通りである。第1章では、公的年金受給に関わるマクロ的なデータをもとに現状を整理する。第2章では、日本の年金制度概要と「老後資金2,000万円問題」の概略を紹介する。第3章では、老齡年金の繰り上げ・繰り下げの仕組

1 地域創造学部実践経済学科 准教授 kabeya@sun.ac.jp

みと、これ以外の年金額を増やすための方法論について触れる。第4章では、本稿に関連する先行研究を整理し、本稿での分析の着眼点を検討する。第5章では、本稿の分析・考察として、老齢年金の繰り下げによるメリット・デメリットを1つ1つ箇条書きにして、詳細に整理しながら比較・検討する。最後に、まとめを述べて本稿の幕を閉じる。

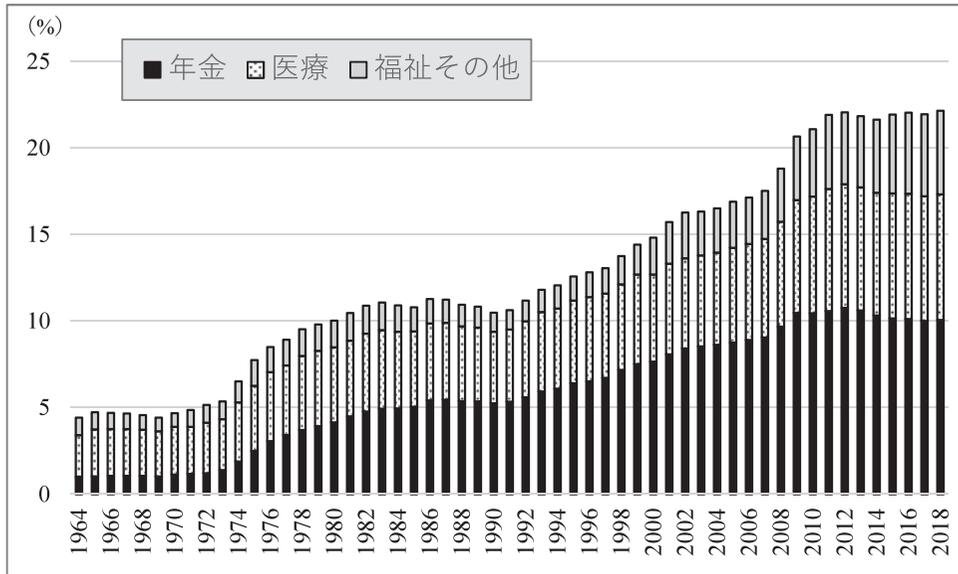
第1章 日本の社会保障を取り巻くマクロ的データ

我が国の社会保障給付費は、大別すると年金、医療、福祉その他の3分野から構成されている。図表1は、社会保障給付費と対GDP比率の時系列データである(約50年間)。1961年の国民皆保険・皆年金制度の導入以降、当初は全体に占める割合は医療が最も多く、年金はその次であった。その後、年金制度加入者の増加や年金制度の充実などを背景に、年金は右肩上がりの状態となり、1980年頃から年金が医療を逆転した。昨今では、全体の半分近くを占める位置付けとなっている(2018年度:約45%)。日本はいわゆる「大きな政府」としてこれらの巨額な社会保障給付費を維持・推進しており、その結果、対GDPに占める割合も20%を超えるレベルに到達している(2018年度:約22%)。日本の比率が、諸外国と比較しても同等または高水準にある²。急速な少子高齢化社会への進展と共に、我が国の社会保障関連の支出は深刻な状況と言わざるを得ない。

次に、家計の金融資産の状況についてである。図表2は、日本と欧米諸外国との比較である。一般的に、日本では約1,800兆円前後にまで達しており、これを単純に人口1人当たりで計算すると約1,500万円規模となる。しかしながら、その内訳は預貯金が52.5%と半分以上を占めており、欧米諸外国と比較すると明らかに特徴的な状況であることが分かる。一方、リスク資産と言われる株式や投資信託等の割合は、日本はわずか16.2%に過ぎないものの米国は53.9%と過半数を占めており、日米ではほぼ真逆の性格を表していると言える。なお、ユーロエリアについては、預貯金、株式・投資信託等、保険・年金等の三等分に近い状態となっているのも特徴的である。金融広報中央委員会が調査したデータによると、世帯保有の金融資産平均額は1,139万円(日常生活に必要な分は除く)となっており、この10年間を見ても毎年の増減はあってもほぼ横ばいの状況が続いている。

2 具体的には、米国19.1%、イギリス22.8%、ドイツ26.2%、フランス31.7%などである(2013年)。出所は厚生労働省「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会・第3回資料「社会保障制度等の国際比較について」より引用。

図表1 社会保障給付費の対GDP比率の推移



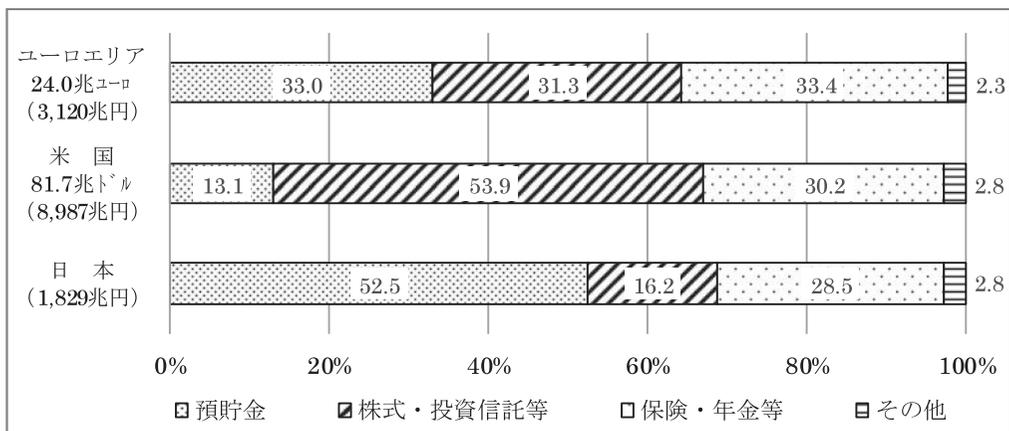
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所データをもとに筆者作成。

(注) データは、「年金」「医療」「福祉その他」が区分される1964～2018年度。

2000年度より区分される「介護対策」は「福祉その他」に含めている。

GDP(名目)は、内閣府「国民経済計算」により作成。93年度以前は旧基準を接続。

図表2 家計の金融資産構成の国際比較 (2018年3月末現在)



(出所) 日本銀行「資金循環の日米欧比較 (2018年8月14日)」をもとに筆者作成。

(注) 米国、ユーロエリアの()内の金額は、比較のため円に統一して表示(便宜上、1\$=110円、1ユーロ=130円として計算)。なお、株式・投資信託等には債券証券を含む。

このように、日本の家計では預貯金中心の安産資産に偏重する傾向で、リスク資産等への資産運用は諸外国と比べても十分とは言えない状況が継続している様子が見えてくる。将来への備えはどう対処していくのか、後述の「老後資金2,000万円問題」と合わせて見ていく。

第2章 日本の年金制度と「老後資金2,000万円問題」の概要

本章では、公的年金を含む年金制度の概要と、2019年に話題となったいわゆる「老後資金2,000万円問題」を含む社会保障の課題を整理する。なお、年金制度自体の詳細については、関係諸機関（厚生労働省、国民年金基金連合会など）や多数の関連書籍等に記載されていることから、本章では負担と受給等の点に絞って整理する。

第1節 年金制度の概要

現在の日本の年金制度は、公的年金（国民年金および厚生年金）を中心とした複数構造による体系となっている。図表3は、その全体像を示したものである³。

まず、20歳以上が強制加入する国民年金では、被保険者を職業別に、第1号（自営業者等）、第2号（会社員等）、第3号（第2号の被扶養配偶者）の三区区分となっている。この国民年金をベースに、俗に言う「2階建て部分」の厚生年金保険が存在し、これら以外にも各種年金制度が積み重なる構造となっている。なお、公的年金以外の確定給付企業年金制度（DB：Defined Benefit Pension Planの略称、以下同様）や確定拠出年金制度（DC：Defined Contribution Pension Planの略称、以下同様）などの年金制度のことを私的年金と呼ばれる。体系図を見る限り、私的年金が公的年金を補完している様子が見えてくる。現状、我が国の年金制度は非常に複雑多岐に渡っており、制度理解や分析は容易ではない。私たちにとって、年金のメニューが豊富になっている一方で、老後資産などのリタイアメント・プランニングの重要性はますます高まっていると言える。

なお、私たちが毎年一定時期に受け取っている「ねんきん定期便」⁴は、日頃より年金制度への理解を深めていくこと等を目的とし、国民1人1人のそれまでの年金

3 その他、図表3に表示されているもの以外の年金制度として、中小企業退職金共済制度（中退共）や特定退職金共済事業（特退共）などが存在する。

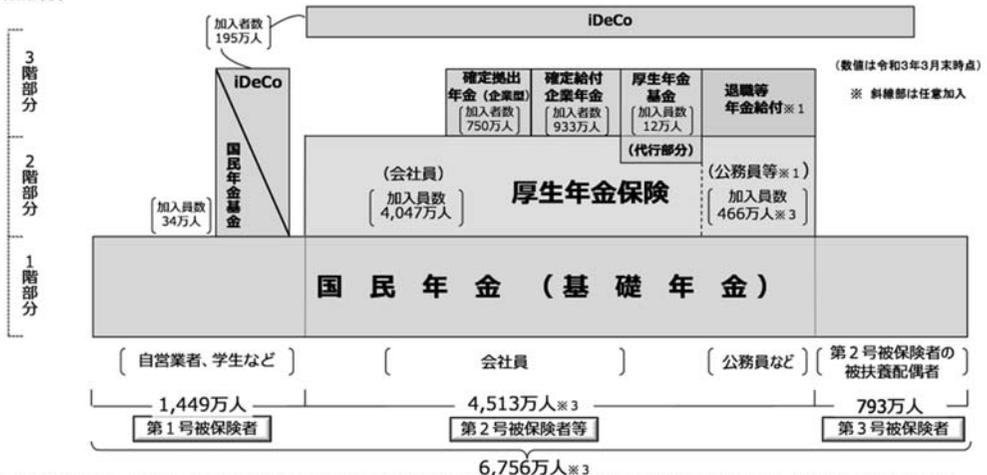
4 「ねんきん定期便」は、かつて2007年頃に発生した年金消失問題への対応策の一環で、政府が国民年金加入者の誕生日に合わせて毎年発送している。なお、近年の「ねんきん定期便」では、65歳時点での見込額に加えて70歳時点に繰り下げた場合の解説も詳細に掲載されている点が注目である。

加入記録や将来受け取ることができる年金額（見込）等が記載されている。現状、国民年金の納付（支払）は毎月16,610円（2021年度価格）である。一方、65歳で受け取ることのできる老齢基礎年金（満額⁵）は、年780,900円（2021年度価格）となっている。支払負担は年々上昇していくのに対して、受給額は減少傾向にある。仮に、現状ベースの老齢基礎年金を今後も受け取るとしても、1年間に約780,000円（月額に直すと65,000円）程度であることから、老齢基礎年金のみでは到底生活が困難であることは想像に難くない。さらに、将来的に老齢基礎年金がどう推移していくのかは、少子高齢化の進展状況やマクロ経済スライド⁶の実施など、現在の日本が抱えている根本的な課題がカギを握っている。

図表3 日本の年金制度の体系

年金制度の仕組み

- 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、**基礎年金**の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、**厚生年金保険**に加入し、**基礎年金の上乗せ**として**報酬比例年金**の給付を受ける。（2階部分）
- また、希望する者は、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の**私的年金**に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。（3階部分）



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。
 ※3 公務員等、第2号被保険者等及び公的年金全体の数は速報値である。

（出所）厚生労働省ホームページよりダウンロード。

※ 各制度や用語の詳細等は同ホームページを参照（https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_03.html）。

- ここでいう満額とは、1941年（昭和16年）4月2日以後に生まれた人が、40年間（20歳から60歳まで）全てが保険料納付済期間である場合の支給額である（1941年4月1日以前に生まれた人は支給要件が異なるため省略）。
- マクロ経済スライドは、2004年の年金大改正時に将来的な導入が盛り込まれたが、その後、持続的な物価下落に伴って物価スライド特例措置が適用されて2015年まで導入が見送られた経緯がある。

第2節 「老後資金2,000万円問題」の概要

2019年6月、金融庁が公表した報告書で全国的に話題となったのが「老後資金2,000万円問題」である。これは、高齢者の夫婦世帯の平均寿命等から逆算して、20年間で約1,300万円、30年間で約2,000万円の貯蓄取崩しが必要であるとの具体的な報告から波紋を広げた⁷。また、その主要な資金源となる公的年金については、繰り下げによる受給開始年齢の上限が現状の70歳から75歳へと拡大する（2022年4月以降）。我が国の社会保障の課題は、公的年金だけでなく医療、介護など様々な場面で多く抱えており、私たちは単純に看過して良いのだろうか。老後の生活というリタイアメント・プランニングでは、公的年金のみへの依存は厳しいことが明らかである。同報告書では、私たちが現役世代時に問題を意識すると共に、長期計画的な資産形成・管理が重要であると強く主張している。この他、具体的な対策としてNISAやiDeCoを活用した投資推進や、金融機関やファイナンシャル・プランナー（FP）等の専門アドバイザーへの相談等を明記している。

第3章 老齢年金の受給タイミングと年金額増加方法

前章までにおいて、年金制度概要およびデータ紹介を簡潔に整理してきた。第3章では、本稿の中心テーマとなる老齢年金の繰り下げについて取り上げていく。

第1節 公的年金の繰り上げ・繰り下げの概要

公的年金（老齢基礎年金および老齢厚生年金）の支給開始年齢は原則65歳である。もしも、個人が希望すれば60歳から70歳まで自由に設定できる仕組みになる。例えば、最大60歳まで支給を早めることを繰り上げと言い、1カ月繰り上げるごとに0.5%受給額が減少する（最大30%の減額）。逆に、最大70歳まで支給を遅れらせることを繰り下げと言い、1カ月繰り下げるごとに0.7%受給額が増加する（最大42%の増額）。なお、2022年4月1日より繰り下げの年齢が現行の70歳から75歳に拡大すると共に、60歳までの繰り上げの際の減額率が現行の0.5%から0.4%に変更（引き下げ）となる（図表4参照）。これにより、私たちは年金をもらう年齢を60歳から75歳の範囲で設計し、老後生活に備える選択肢・機会が広がったと解釈できる。

7 厚生労働省資料では、一般家庭のモデルケースを次のように表示している。高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の2人のみ）、毎月の実収入209,198円（年金などの社会保障給付191,880円他）、実支出263,718円（食費64,444円他）、差し引き54,520円（不足額）。これを日本人の平均寿命81歳をベースに、それ以降の推計で考慮すると、20年間で13,084,800円、30年間で19,627,200円の不足額となる。なお、同世帯の平均純貯蓄額は2,484万円であり、これらの不足額を取り崩しながら生活する形としている。

図表4 公的年金の繰り上げ・繰り下げの全体像

	繰り上げ					↓標準	繰り下げ				
請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率 (改正後)	70% (76.0%)	76% (80.8%)	82% (85.6%)	88% (90.4%)	94% (95.2%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%

	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184.0%

(出所) 厚生労働省ホームページ「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」資料をもとに筆者作成
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf>)。

第2節 年金増額方法の概要

一般的に、個人の年金を増やす対策としては以下の方法が広く知られている。1つ目として、主に自営業者等が加入する付加年金である。これは、国民年金の定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せして納付し、老齢年金支給時に付加年金（200円×付加保険料納付月数）を受け取る仕組みである。2つ目として、国民年金基金がある。これは、付加年金同様に自営業者等⁸が国民年金に上乗せできる制度であるが、加入にあたってはいずれか一方のみという制限がある（同時加入不可）。掛け金の上限は月額68,000円（年816,000円）と付加年金よりも高額となっている⁹。3つ目として、確定拠出年金（DC）がある。第2章の年金制度概要にて少し触れているが、DCは自営業者等の上乗せとして当初は導入された。しかし、その後の政策方針転換によって、自営業者だけでなく会社員や公務員、専業主婦等のあらゆる人たちが一定の条件をクリアすることでDCに加入することが可能となった。DCは個人型と企業型とに分かれるが、個人型については特にiDeCo（イデコ）の愛称で世間に浸透したことは言うまでもない。

一方で、近年はiDeCoの加入者急増を背景に、次々に制度改正が進展している。例えば、2022年から改正されるiDeCoの加入年齢および受給開始時期の変更である¹⁰。こうした社会経済構造の変化に対応した様々な年金制度改正は、私たちに新

8 自営業者の他に、フリーランス、およびその配偶者（第1号被保険者）、任意加入被保険者（65歳以上を除く）が該当する。

9 国民年金基金制度の詳細については、国民年金基金連合会ホームページ等を参照。

10 企業型確定拠出年金についても同様の内容となっている。

たな資産運用の選択機会を与えられると共に、ますます自己責任が重くのしかかっているとも言えよう。

第4章 先行研究および着眼点

第1節 先行研究

本稿に関連する先行研究を大別すると、年金収入の増減に着目してメリット・デメリットを論じているものと、年金政策・制度全般を指摘しながら雇用・労働の継続や投資促進を論じているものといった2パターンに整理することができる。なお、以下に掲げるもの以外にも多く存在するが、ここでは学術研究および詳細な専門書等に厳選して集約している。

前者について、奥野（2020）、白根（2006）、田村（2018）などは、老齢年金の繰り下げによるメリットを挙げつつも、デメリットを列挙し、双方を慎重に吟味した結果の判断を説明している。なお、田村（2018）は、第3章でみてきた老齢年金の繰り下げによるデメリットのうち、加給年金や振替加算に着目し、必ずしも受給できなくなるわけではなく、モデルケースによってはシミュレーションを行いながらベストな選択肢を決定することの重要性を指摘している。

後者について、山田（2009）は、年金政策（主に厚生年金）と雇用政策双方のメリット・デメリットを論じ、その中で最も現実的な年金政策として保険数理的に公平でない就労促進的な新たな繰り下げ増額率の設定を説明している¹¹。大江（2019）は、公的年金を貯蓄ではなく保険として展開し、特に老齢年金の繰り下げについては受給権者側の手続きの簡便さや緊急時などにおける利便性を捉え、融通のきいた制度であると説明している。その上で、人的資本と金融資本の重要性を論じ、働き続けることによって貯蓄不安を解消させていくと説明している。原（2021）は、公的年金の繰り下げや就労と年金の組み合わせなどの選択肢を掲げながら、個人のライフイベントやライフプランニングの必要性を主張している。特に、若年層向けに早期の老後資産形成を目的とした公的年金制度の理解・周知の戦略的な展開を求めている。

11 この点についてももう少し補足する。繰り下げ増額率の設定とは、在職老齢年金制度と厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）の当時の制度枠組みに着目し、繰り下げ受給が有利になるように増額率を保険数理的な基準よりも高めに設定することを述べている。ただし、デメリットとして長く働き続ける人と短くしか働けない人の年金格差が生じる点や、増額率の設定方法によっては厚生年金財政の悪化をもたらすことの2点を指摘している。

第2節 本稿での着眼点整理

現状、老齡年金の繰り下げを取り上げた書籍・論文などは多く存在するため、上記の通りカテゴリー別に整理してきた。本節では、この後の第5章での分析・考察に向けた問題点や着眼点を以下の3点にまとめる。

第1に、年金繰り下げのメリットに着目することの本当の目的・意図について、その効果を改めて検討することである。第2に、長寿化社会での個人の生き方の多様性を見つめ直すことの重要性についてである。第3に、政府の国民への投資促進制度（NISAやiDeCoなど）と私たちの取り組み方や実現可能性について論じていくことである。

なお、本稿での研究目的は、テーマ的に広範かつ難解な性格上、すべてを取り上げて整理・比較検討することは厳しいため、着眼点を絞った議論が必要となる点はあるまでもない。しかしながら、政府や日本年金機構などが推進するような受給額増加対策と投資推進策の活用だけでは、議論が前進しないと考えており、次の第5章にてさらに問題点別に整理していくことにする。

第5章 分析・考察

本稿の研究目的や着眼点については、第4章までにおいて整理してきた。第5章では、具体的に老齡年金の繰り下げについてのメリットおよびデメリットの議論に焦点を絞って展開していくことにする。

まず、メリットについては以下の3点に集約できる。第1に、65歳からの受給開始時に資金的な余裕のある人々は、あえて通常通りに受給せず希望の年齢まで繰り下げて増額効果を楽しむことができることである。2022年からは従来の70歳から75歳に選択範囲が拡大することで、最大84%の増額（2021年度価格で約650,000円増額）¹²となる点は最大の魅力と言えよう。第2に、付加年金加入者は老齡基礎年金の繰り下げと同時に繰り下げられるため、老齡基礎年金と同じ増額率で受給できることである。付加年金の金額自体は決して大きいものではないが、公的年金の上乗せの役割として年金額アップに資する点は見逃せない。第3に、公的年金の繰り下げは、老齡基礎年金と老齡厚生年金の両方またはいずれでもよく、自由度の高い設計が可能な点である。これは、60歳までの繰り上げには存在しない制度で、会社員や公務員などの2階建て部分に相当する老齡厚生年金を受給できる人々は、シミュレーショ

¹² 老齡基礎年金の2021年価格780,900円×1.84=1,436,856円。1,436,856円－780,900円=655,956円。

ンをもとにさらなるリタイアメント・プランニングを組み立てることができるのである。

一方で、繰り下げによるデメリットもこれまでに多く指摘されており、以下の5点に集約できる。第1に、加給年金・振替加算の点である。加給年金は年金の家族手当の性質をもち、本人および妻が一定条件を満たす場合に妻が65歳になるまで支給される（2021年度、390,500円）¹³。この加給年金は、厚生年金の被保険者期間20年以上という要件上、受給する際も厚生年金とセットになる。このため、もしも厚生年金を繰り下げた場合は当然に加給年金も受給できなくなる。また、繰り下げ後に改めて厚生年金とセットで加給年金が受給できるようになるわけでもなく、単に加給年金のみが消失してしまう点も見逃せない。同様に、振替加算についても妻が基礎年金を繰り下げている間は消失してしまう。なお、田村（2018）は繰り下げを基礎年金と厚生年金の別々にすることで加給年金を受給できる制度上の活用なども指摘している。第2に、手取りの問題である。年金額増加に伴い、額面が増えるとその分税金に加えて社会保険料（国民健康保険料や介護保険料など）の比率が高まり、結果として手取りベースでは計算通りとはいかない懸念である。つまり、キャッシュフローの観点では額面ベースでなく手取りベースでの検証が必要ということである。第3に、損益分岐点の検証である。仮に、75歳まで10年間繰り下げた場合、その間は受給できないため、65歳開始の場合と比較していつの時点で上回るのかがポイントとなる。この点は、図表5で示すように損益分岐点分析を簡単なシミュレーションによって求めることが広く知られており、約12年（11年11カ月）となっている¹⁴。すなわち、75歳開始なら87歳時点で65歳開始を上回ることになる（額面ベース）¹⁵。また、これをもとにしたグラフ図形が図表6で表現できる。

第4に、遺族厚生年金との関係性である。一般的に、妻が65歳以上の場合、夫が亡くなると自分の基礎年金に加えて妻自身の厚生年金や夫の厚生年金との併給調

13 加給年金額は夫の生年月日で変わるため、ここでは1943年4月2日以降生まれの人の場合とする。

14 例えば、65歳の年金額を100とすると、75歳時点の増加年金額は84となる。次に、10年間受け取れなかった年金1,000（ 100×10 年）を増加分の84で割ると、 $1,000 \div 84 \approx 11.9047$ 年となる。なお、増額率は75歳まで拡大しても変更はないので、この計算式は一定のまま使用可能である。

15 この他、手取りベースでの試算例として、星野（2020）では額面で年150万円の年金を受給する場合、70歳開始のケースは87歳時点で65歳開始を上回り、75歳開始のケースは91歳時点で65歳開始を上回るという結果を説明している。つまり、手取りベースの場合、額面ベースに比べさらに4～5年程度長めに見積もる必要があることを指摘している。

16 併給調整の仕組みについては、井戸（2015）に分かりやすく記載されている。夫婦共働きの場合、または妻に会社勤めの経験があれば、次の3つの年金の組み合わせから、最も金額の高いものが支給される。
①妻の老齢基礎年金+妻の老齢厚生年金（全額）、②妻の老齢基礎年金+遺族厚生年金（夫がもらうはずだった老齢厚生年金の4分の3）、③妻の老齢基礎年金+妻の老齢厚生年金の2分の1+遺族厚生年金の3分の2（夫がもらうはずだった老齢厚生年金の2分の1）。

図表5 年金繰り下げの損益分岐点分析①

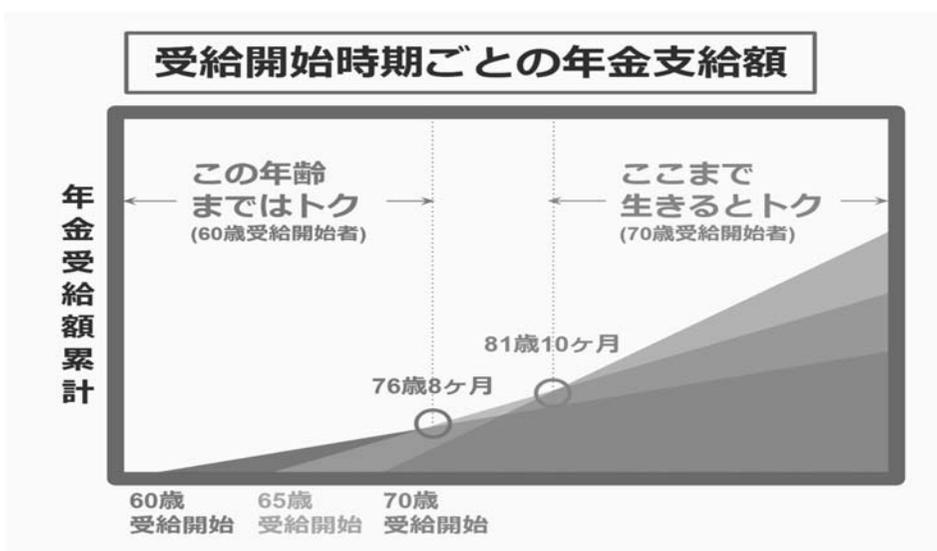
	支給開始年齢別 年金累計額															
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
↓生存年齢	-30%	-24%	-18%	-12%	-6%	±0%	+8.4%	+16.8%	+25.2%	+33.6%	+42.0%	+50.4%	+58.8%	+67.2%	+75.6%	+84.0%
60歳	70															
61歳	140	76														
62歳	210	152	82													
63歳	280	228	164	88												
64歳	350	304	246	176	94											
65歳	420	380	328	264	188	100										
66歳	490	456	410	352	282	200	108.4									
67歳	560	532	492	440	376	300	216.8	116.8								
68歳	630	608	574	528	470	400	325.2	233.6	125.2							
69歳	700	684	656	616	564	500	433.6	350.4	250.4	133.6						
70歳	770	760	738	704	658	600	542	467.2	375.6	267.2	142					
71歳	840	836	820	792	752	700	650.4	584	500.8	400.8	284	150.4				
72歳	910	912	902	880	846	800	758.8	700.8	626	534.4	426	300.8	158.8			
73歳	980	988	984	968	940	900	867.2	817.6	751.2	668	568	451.2	317.6	167.2		
74歳	1050	1064	1066	1056	1034	1000	975.6	934.4	876.4	801.6	710	601.6	476.4	334.4	175.6	
75歳	1120	1140	1148	1144	1128	1100	1084	1051.2	1001.6	935.2	852	752	635.2	501.6	351.2	184
76歳	1190	1216	1230	1232	1222	1200	1192.4	1168	1126.8	1068.8	994	902.4	794	668.8	526.8	368
77歳	1260	1292	1312	1320	1316	1300	1300.8	1284.8	1252	1202.4	1136	1052.8	952.8	836	702.4	552
78歳	1330	1368	1394	1408	1410	1400	1409.2	1401.6	1377.2	1336	1278	1203.2	1111.6	1003.2	878	736
79歳	1400	1444	1476	1496	1504	1500	1517.6	1518.4	1502.4	1469.6	1420	1353.6	1270.4	1170.4	1053.6	920
80歳	1470	1520	1558	1584	1598	1600	1626	1635.2	1627.6	1603.2	1562	1504	1429.2	1337.6	1229.2	1104
81歳	1540	1596	1640	1672	1692	1700	1734.4	1752	1752.8	1736.8	1704	1654.4	1588	1504.8	1404.8	1288
82歳	1610	1672	1722	1760	1786	1800	1842.8	1868.8	1878	1870.4	1846	1804.8	1746.8	1672	1580.4	1472
83歳	1680	1748	1804	1848	1880	1900	1951.2	1985.6	2003.2	2004	1988	1955.2	1905.6	1839.2	1756	1656
84歳	1750	1824	1886	1936	1974	2000	2059.6	2102.4	2128.4	2137.6	2130	2105.6	2064.4	2006.4	1931.6	1840
85歳	1820	1900	1968	2024	2068	2100	2168	2219.2	2253.6	2271.2	2272	2256	2223.2	2173.6	2107.2	2024
86歳	1890	1976	2050	2112	2162	2200	2276.4	2336	2378.8	2404.8	2414	2406.4	2382	2340.8	2282.8	2208
87歳	1960	2052	2132	2200	2256	2300	2384.8	2452.8	2504	2538.4	2556	2556.8	2540.8	2508	2458.4	2392
88歳	2030	2128	2214	2288	2350	2400	2493.2	2569.6	2629.2	2672	2698	2707.2	2699.6	2675.2	2634	2576
89歳	2100	2204	2296	2376	2444	2500	2601.6	2686.4	2754.4	2805.6	2840	2857.6	2858.4	2842.4	2809.6	2760
90歳	2170	2280	2378	2464	2538	2600	2710	2803.2	2879.6	2939.2	2982	3008	3017.2	3009.6	2985.2	2944

(出所) 下山・甲斐 (2021)、田村 (2018) 等をもとに筆者作成。

(注) 図表の見方として、縦の年齢は通常年齢 (生存年齢)、横の年齢は繰り上げ・繰り下げする場合の支給開始年齢。いずれも65歳の標準的な支給開始時 (薄い網掛け部分) との比較。なお、65歳より前 (60~64歳) では、いつ時点まで標準支給 (65歳) よりも総額で上回っているのかを表し、65歳より後 (66~75歳) では、いつ時点で標準支給 (65歳) よりも総額が上回るようになるのかを表す (濃い網掛け部分)。

整¹⁶が行われる。その中で、最も金額の多い選択肢が選ばれて支給される。田村 (2018) は、仮に妻が自分の厚生年金を5年間繰り下げて増やした後に夫が死亡した場合、結果として繰り下げなかった場合と受給できる金額に変更はないと説明している。さらに、夫の遺族年金は非課税であるが、妻の厚生年金は雑所得として税金や社会保険料の対象となるため、結果として手取りが減額する点も指摘してい

図表6 年金繰り下げの損益分岐点分析②



(出所) ほけんROOM マネーライフホームページ「年金の「繰り下げ受給」は、途中で死亡しても増額の対象か？」よりダウンロード (<https://hoken-room.jp/money-life/7425>)。

る。第5に、繰り下げ支給までの期間の生活費等の確保である。言うまでもなく、その間は公的年金に頼らないことになるため、老後資金等に余裕のある人々を除いて十分な手元資金の確保が必要となるからである。なお、全体的に言えることであるが、公的年金、特に老齢基礎年金の額面（満額）は物価等の計算により決定される他、一般に不安視されている少子高齢化による将来年金額の減額も考慮に入れなければならない。

おわりに

本稿では、老齢年金の繰り下げによる効果とその問題点を中心に、私たちのリタイアメント・プランニングへの検討課題を整理してきた。ここでは単に金融庁の「老後資金2,000万円問題」に駆り立てられて、私たちの大事な老齢年金受給権へ安易な対策・取り組みは疑問視されることが理解できた。しかしながら、この金融庁レポートの主張は無視できず、今後の私たちの将来への不安を早期段階で直視し、対応可能な手段にて事前に取り組むことへの警鐘と捉えるべきであると考えます。

最後に、本稿のまとめとして以下の3点を説明して本稿の幕を閉じたい。第1に、キャッシュフロー重視の収支目標の設定である。第5章の問題点の整理の中でも触

れているように、年金収入は額面ベースよりも手取りベースでの実情に合わせて検証することが重要である。加えて、年金繰り下げを行う場合のそれまでの資金確保は当然であるため、長期的なスタンスにもとづく計画性が求められる。第2に、定年後の雇用・労働の継続についてである。この点も、第4章の先行研究で取り上げた大江（2019）や原（2021）などが提案している。現状のような低金利環境がまだまだ続く想定した場合、運用難による老後資金確保が困難であることは言うまでもない。景気回復や金利上昇を待つよりも、自ら稼ぐ手段は決して侮れず、さらなる雇用環境の改善や政策の後押しにも期待したい¹⁷。第3に、長期投資スタンスの維持である。金融庁レポートに記載されているように、老後資金設計のためには株式投資や投資信託購入などがその一例として挙げられている。同様に、NISAやiDeCoの表現も繰り返し登場している。私たちは安心な預貯金運用に依存せず、積極的なリスク資産への投資・運用を実施して、結果的に日本経済発展に繋がることも政府が期待していると理解できる。なお、国民1人1人がすぐに積極的な投資を行うには様々な困難が伴うため、金融庁レポートや拙稿（2019）で示唆する金融機関や社会保険労務士・FP等の専門家の活用も大切な選択肢である。

2022年から公的年金やDCが大きく制度改正するため、政府が後押しをしている個人投資・運用の成果が期待される。こうした投資機会の拡大を活かすためにも、私たち個人レベルが興味関心を持ち、積極的に取り組んでいく方向性に期待したいところである。

引用・参考文献

- 井戸美枝（2015）『知ってトクする！年金の疑問71』集英社。
 大江加代（2018）『図解 知識ゼロからはじめるiDeCo個人型確定拠出年金の入門書』ソシム。
 大江英樹（2019）『定年後のお金の不安をなくす』総合法令出版。
 奥野文夫（2020）『個人事業主・フリーランスの年金不安をなくす本』自由国民社。
 壁谷順之（2019）「老後資産設計と税制優遇措置の有効活用について ―自営業者等の金融資産選択を中心に―」『朝日大学大学院経営学研究科紀要』第19号、33-43頁。
 金融広報中央委員会ホームページ「知るほど」
<https://www.shiruporuto.jp/public/>（2022年1月25日参照）。
 金融庁ホームページ
<https://www.fsa.go.jp/>（2022年1月20日参照）。
 厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>（2022年1月28日参照）。
 国民年金基金連合会ホームページ
<https://www.npfa.or.jp/>（2022年1月29日参照）。

17 一方で、60歳以降も会社員等（自営業者等は除く）として働き続ける際には、在職老齢年金の仕組みによる全部または一部の支給停止に留意する必要がある（本稿での議論は省略）。

澤上篤人・草刈貴弘（2021）『金融バブル崩壊』日経BP社。

下山智恵子・甲斐美帆（2021）『もらえる年金が本当にわかる本 21～22年版』成美堂出版。

白根壽晴（2006）『定年後のお金 全疑問45』東京書籍。

田村正之（2018）『人生100年時代の年金戦略』日本経済新聞出版社。

日経新聞記事（2021年4月17日朝刊、2022年1月22日朝刊、他）。

日本銀行ホームページ

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>（2022年1月29日参照）。

原佳奈子（2021）「将来生活設計と年金制度 – 全く新しい将来生活設計と年金制度への新アプローチ」日本年金学会編『人生100年時代の年金制度』第13章所収、229-247頁。

ほけんROOM マネーライフホームページ

<https://hoken-room.jp/money-life>（2022年1月27日参照）。

星野卓也（2020）「年金繰り下げ受給の損得勘定 – 社会保障改革2020で何が変わるのか③ –」第一生命経済研究所レポート。

山田篤裕（2009）「高年齢者雇用と年金の接続のための政策課題」駒村康平編『年金を選択する – 参加インセンティブから考える –』第2部第1章所収、89-113頁。